事後調査の結果

調査項目 その他の環境保全のための措置の実施状況 (大気汚染、生物・生態系、史跡・文化財)

調査期間中に随時実施した環境保全のための措置の実施状況については、環境影響評価書に記載された事項が遵守されており、特に問題はなかった。

また、本調査期間中(平成30年4月~令和2年3月)、大気汚染、生物・生態系、史跡・文化財に関する苦情はなかった。

環境保全のための措置の実施状況を以下に示す。

(1) 大気汚染

大気汚染に係る環境保全のための措置の実施状況を表 6-1 に示す。

表 6-1 大気汚染に係る環境保全のための措置の実施状況

201 人気/万米に味る境境体主のための相直の失態状況	
評価書記載事項	実施状況
建設機械については、「排出ガス対策型建	工事の実施にあたっては、建設機械は排出ガス対策
設機械指定要領」(国土交通省) に基づいて指	型建設機械を使用するとともに、整備、点検を確実に
定された排出ガス対策型建設機械を使用す	行うことにより、常に良好な状態で使用した。
る。	(写真 6-1(1),(2)参照)
工事の平準化を図り、工事用車両等の極端	事前に作業工程表を作成するとともに、工事担当者
な集中を避ける。	による会議を開き、工事の進め方について調整を行っ
	た。その結果、工事の平準化が図られ、工事用車両等
	の極端な集中を回避した。
	なお、作業時間は鉄道と交差する箇所を除き原則と
	して 8:00~18:00 とし、日曜、祝日は作業を行わなかっ
	た。
工事用車両については「環境確保条例」に	工事用車両は「環境確保条例」に基づくディーゼル
基づくディーゼル車規制に適合した車を使	車規制に適合した車を用いるとともに、燃料は、日本
用する。	工業規格(JIS)に適合した良質燃料を使用した。
工事用車両の車体やタイヤに付着した泥	工事場内は必要に応じて散水を実施するとともに、
土等は洗浄する。	現場作業員へ掲示板による周知を行うことで、工事用
	車両の車体やタイヤの洗浄を徹底した結果、泥土等の
	付着が抑制された。
	(写真 6-2,3 参照)
工事用車両の駐車及び長時間の停車にお	工事用車両のアイドリングストップを徹底するよ
いては、アイドリングストップを厳守する。	う掲示・安全教育を実施し、「環境確保条例」に定める
	アイドリングストップを遵守した。
	(写真 6−3 参照)





写真 6-1(1) 排出ガス対策型建設機械の使用状況 (バックホウ)





写真 6-1(2) 排出ガス対策型建設機械の使用状況(杭打機)



写真 6-2 散水による粉じん発生防止



写真 6-3 アイドリングストップ遵守、タイヤ洗浄の掲示

(2) 生物·生態系

生物・生態系に係る環境保全のための措置の実施状況を表 6-2 に示す。

表 6-2(1) 生物・生態系に係る環境保全のための措置の実施状況

評価書記載事項

(1)環境施設帯の整備に係る配慮

・事業に伴い整備される環境施設帯等の緑地は、 周辺の生物・生態系への影響を緩和する効果を 有するとともに、現状において細分化されてい る樹林等を連続化させる効果を持つ。

・環境施設帯への植樹帯の設置に当たっては、それらが周辺の緑と一体となった多様性のある緑のネットワークを形成するよう、今後地元住民の意見を聴きながら国分寺市及び府中市などの関係機関と協議を進め、植樹帯の連続性を確保するよう努める。

また、環境施設帯等が有する効果をより高め、植物相や動物相の多様性に資することを目的として、環境施設帯等に植栽する植樹の選定にあたっては、今後地元住民の意見を聴きながら国分寺市及び府中市等の関係機関と協議を進め、武蔵野地域在来の樹種を用いることを基本に検討していく。

(2) 既存樹木等への配慮

・道路区域以外の樹木の伐採を極力避け、生物・生 け、生物・生態系の保全に努めた。 態系の保全に努める。 (写

また、事業予定地内の良好な地域環境を形成する 屋敷林などの樹木*については、計画する植樹帯 に保存が可能で、かつ街路樹として適している場 合は、関係権利者と協議のうえ、適切な保全対策 に努める。

なお、計画道路の予定地内の畑などの土壌(黒土) については、事業実施にあたり、可能な限り植樹 帯等への活用に努める。

※事業予定地内の私有地については、今後、関係権利者の協力を得て、用地取得を行い道路用地となるが、その土地に生育している植物は、家屋や工作物とともに、移転補償の対象となり、原則的には関係権利者の方に移植していただくこととなる。

実施状況

交通開放区間の環境施設帯の整備にあたっては、植樹帯の連続性を確保し、周辺の緑と一体となった多様性のある緑のネットワークを形成するなどの環境保全のための措置を実施し、生物・生態系への影響を緩和するとともに、適切な環境保全に努めた。

(写真 6-4 参照)

植樹帯設置による周辺の緑とのネットワーク形成、植栽樹木の選定等について、沿道住民を対象とした環境施設帯検討会、まちづくり提言書による要望、まちづくり懇談会の意見を踏まえて、平成29年9月に環境施設帯の植栽計画を策定した。この計画では、植栽する樹種の多様性に配慮して、地域の在来種であるシラカシ、サツキ(国分寺市の花)、司シルエット(国分寺市内で生産され市の地域特性を表す「国分寺ブランド」に認定されたモミジ)等を選定しており、交通開放区間における環境施設帯の植樹帯には植栽計画に基づいて選定した樹種を植栽した。

(写真 6-5 参照)

道路区域以外の樹木については、極力伐採を避け、生物・生態系の保全に努めた。

(写真 6-6,7 参照)

事業の実施にあたっては、沿道住民を対象とした環境施設帯検討会、まちづくり提言書による要望、まちづくり懇談会の意見を踏まえて、平成29年9月に環境施設帯の植栽計画を策定した。

なお、事業予定地内の屋敷林などの樹木については、計画する植樹帯に保存が可能、かつ、街路樹に適している場合、関係権利者と協議のうえ、植樹帯等への活用を図ることを検討しつつ、地域の方々の意見を踏まえ樹種の選定や配置計画などを策定した植栽計画に基づき、環境施設帯における植樹帯の整備を進めていく。

また、これまでに用地取得を行った計画道路の 予定地については、畑などの土壌(黒土)も含めて 維持管理上の必要性から防塵舗装を敷設せざるを 得ず、植樹帯等の土壌とするには困難であった。

今後、畑などを用地取得する際に、土壌(黒土)が活用できる場合には、予定地内にストックし、植樹帯の客土とするなどの有効利用を図る。

表 6-2(2) 生物・生態系に係る環境保全のための措置の実施状況

評価書記載事項

(3) 砂川用水の横断箇所への配慮

・砂川用水については、横断箇所にカルバート等によ る付替えを行うことで流れを分断しないよう配慮し辺の工事が実施されなかったため、該当しな するとともに、付替工事時には切り回し水路を設置 し、掘削箇所が直接流水に接触しないよう濁水防止 対策を講じる。また、事業の実施にあたっては、砂 川用水の管理者とも調整を図りながら、水生生物等 の生息・生育環境に配慮した施行に努める。

実施状況

本調査期間においては、砂川用水及びその周

今後、砂川用水の横断箇所の施工時において は、環境保全のための措置を実施し、生物・生 態系への影響を緩和するとともに、適切な環境 保全に努める。



写真 6-4 緑のネットワーク



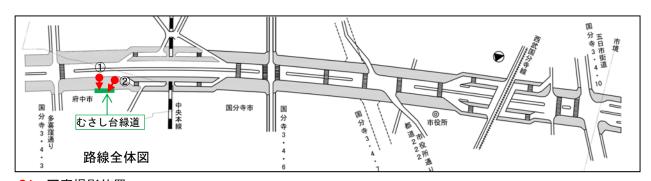
写真 6-5 環境施設帯の植樹帯 (司シルエット)



写真 6-6 保存された「むさし台緑道」の樹木(①南側)(令和 2 年 7 月撮影)



写真 6-7 保存された「むさし台緑道」の樹木(②北側)(令和 2 年 7 月撮影)



➡: 写真撮影位置

図 6-1 むさし台緑道位置図

(3) 史跡・文化財

史跡・文化財に係る環境保全のための措置の実施状況を表 6-3 に示す。

表 6-3 史跡・文化財に係る環境保全のための措置の実施状況

評価書記載事項

事業の実施に伴い、周知の埋蔵文化財包蔵地のうち、遺跡11の大部分が、また、遺跡16の一部が改変されることとなり、これら周知の埋蔵文化財包蔵地への影響が予測されるが、「文化財保護法」等に基づいてあらかじめ関係機関と協議を行うなど、適切な措置を講じる。

また、未周知の埋蔵文化財が発見された場合にも同様の措置を講じる。

実施状況

事業の実施に伴い、改変が予想される周知の埋蔵文化財包蔵地等については、「文化財保護法」等に基づき、国分寺市教育委員会の立会いのもと、試掘調査を実施し、「事後調査報告書(工事の施行中その1)」(平成25年4月)において調査結果を報告済である。

また、本調査期間中に、新たな埋蔵文化財は発見されていない。

今後、工事中に新たな埋蔵文化財が発見された場合には、「文化財保護法」等に基づいて適切な措置を講じるものとする。

※遺跡番号が評価書時点(平成18年7月)から改訂されており、評価書の遺跡11が現在の遺跡36となっている。 また、評価書の遺跡16は廃止されている(令和2年7月、国分寺市ふるさと文化財課ヒアリング)。

資料:「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」

(令和2年7月閲覧、https://tokyo-iseki.metro.tokyo.lg.jp/)